

互助会NEWS【10月号】

令和5年10月11日
一般財団法人青森県教職員互助会

今月の互助会の医療費補助金等の給付金送金日は、令和5年10月16日（月）です。
互助会からの給付は、「給付金送金明細書」でお知らせしています。なお、5月から、すべての会員のみなさまについてハガキの「給付金送金明細書」に変更となりました。
また、「互助会NEWS」は、互助会HPにもアップしています。（バックナンバーを含む。）

◎「予防接種負担金補助事業」を実施しています

10月に入ってめっきり寒くなりましたが、体調を崩していませんか？

そろそろインフルエンザ予防接種の時期ですが、互助会で、令和3年度から「予防接種負担金補助事業」を実施しているのをご存じですか？

会員が、インフルエンザ予防接種を受け自己負担したときに1,000円（年度内1回）を補助するものです。接種から補助金請求、給付までの流れは下記のとおりですので、接種した後は、請求書の提出をお忘れなく！

医療機関でインフルエンザ予防接種を受けます。

※インフルエンザ以外の予防接種は、補助対象外です。

会計の際、下記の①～⑤が記載された領収書を発行してもらいましょう。

- ①接種を受けた会員本人氏名（フルネーム）
- ②予防接種名（インフルエンザ）※下記《注意事項》2参照
- ③接種年月日
- ④予防接種料金
- ⑤医療機関名

互助会HPから「予防接種負担金補助請求書」をダウンロード。必要事項を入力後、領収書を添付し、互助会へ提出する。

届き次第、順次内容を確認し、給付処理をします。
なお、補助金は、例月の医療費等の給付金送金日に給付します。

《注意事項》

1. 請求書様式は、各所属に備え付けの「福利厚生ハンドブック」からコピーすることも可能です。
2. 領収書に「インフルエンザ」の記載がない場合は、インフルエンザと確認できる診療明細書または接種証も併せて添付してください。
3. 提出先は、請求書下部に記載していますので、お間違えのないようご注意ください。
4. 令和3年度以降に接種した未請求分を請求できます。（請求期限は、接種日から3年以内）

◎「医療費補助金」等の返納について

互助会の「医療費補助金」・「入院見舞金」は、医療機関から公立学校共済組合青森支部へ請求される診療報酬明細書等（レセプト）のデータに基づき診療月の3ヵ月後に自動給付しています。

給付後に、被扶養者の子供さんを遡って取消した場合や、交通事故等の第三者加害行為により加害者が医療費を負担する場合など、給付した「医療費補助金」・「入院見舞金」を返納していただくことがあります。

被扶養者がいらっしゃる場合は、今一度、認定要件を確認しましょう。

また、交通事故等で組合員証を使用して治療を受ける場合は、公立学校共済組合青森支部へ「事故報告書」等の提出が必要です。

↓↓ 裏面に続く ↓↓

所属内でご覧ください

◎令和5年度「施設利用補助」について

令和5年度の施設利用補助の実施方法については、互助会 NEWS【8月号】でもお知らせしましたが、互助会指定宿泊施設に宿泊した場合に加え、令和2年度から「**指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合**」も補助するよう対象施設を拡大のうえ実施しています。

実施方法等については下記のとおりです。

令和5年度「施設利用補助」の実施方法等について

1 請求方法

会員又は被扶養者が、互助会指定宿泊施設以外の施設に宿泊した場合、「令和5年度施設利用補助金請求書」に領収書を添付のうえ、互助会に請求する。

2 補助額

一人1泊につき、1,000円を補助する。会員一人につき、年度内3,000円を限度とする。
ただし、互助会指定宿泊施設に宿泊した場合を除く。

3 補助対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの宿泊分

4 注意事項

- (1) 請求書提出の際は、下記①～⑥をすべて満たしている領収書（原本）を添付してください。
一つでも欠けている項目がある場合は、その内容が分かる書類を添付してください。添付できる書類がない場合は、**請求者が領収書の余白に記入してください。**

**①宿泊者氏名（フルネーム）、②宿泊年月日及び泊数、③宿泊施設名、④宿泊人数
⑤宿泊料金、⑥宿泊した旨が分かる記載（宿泊代として、一泊二食プランなど）**

※請求書を提出する前に、互助会ホームページに掲載の施設利用補助Q&A【最新版】をご確認ください。不備の場合、返送することがあります。

- (2) 請求書様式は、互助会ホームページからダウンロードできます。

- (3) 令和2～4年度の宿泊分で未請求分がある場合は、年度内限度額（3,000円）に達していない場合に限り請求できますが、宿泊日から3年以内のものに限りです。

請求書の不備等が多いパターンは下記のとおりですので、提出の際はご注意ください。

- (1) 領収書に**④宿泊人数**の記載がない → 領収書の余白に記入してください
(2) 会員一人につき、年度内3,000円を限度 → 本人と被扶養者分を合わせて3,000円です。
(3) 臨時講師の会員番号が空欄 → 会員番号は共済組合員証（保険証）と同じ番号です。
(4) 修学旅行等、同じ内容で複数人分を請求する場合 → 添付書類は1部でOKです。また、1泊目と2泊目の宿泊場所が違っていても請求書は一人1枚でOKです。

互助会では、会員のみなさまからのご意見、ご要望を募集しています。

こんな給付をして欲しい！このようなやり方の方がいいのでは？など、何かありましたら、ホームページの「お問い合わせ」からのメールや、電話・FAX等でお寄せください。

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



HPアドレス <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>

所属内でご覧ください